

## 飯田市建設工事等の積算疑義の申立てに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飯田市が発注する建設工事及び工事に係る業務委託における入札の公正・公平性を確保し、建設工事等の遅延による市民生活への影響を回避するため、入札執行後に応札者が行う飯田市の積算内容に係る疑義の申立てに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 入札の際に、飯田市が応札者に示した図面、仕様書等をいう。
- (2) 公表用積算内訳書 金額が記載された内訳書をいう。
- (3) 積算疑義 設計図書等又は公表用積算内訳書のいずれか又はその両方の積算内容について金額入り設計書(金額及び数量が記載された設計書をいう。)を確認しなければ判明しない積算上の疑義をいう。
- (4) 積算誤り 設計図書等又は公表用積算内訳書のいずれか又はその両方に誤りが認められることをいう。

(積算疑義の申立て対象案件)

第3条 積算疑義の申立て対象となる案件は、財政課が実施した入札で建設工事及び工事に係る業務委託とする。ただし、建設工事は設計金額が130万円、工事に係る業務委託は設計額が50万円を超える案件に限るものとする。

(積算疑義の申立て対象者)

第4条 積算疑義の申立て対象者となる者は、財政課が行った入札案件の応札者のみとする。

(積算疑義の申立て方法等)

第5条 応札者は、積算疑義があるときは、当該案件に係る開札日の翌々開庁日の12時までに、積算疑義申立書(別記1様式)に疑義の内容を具体的に示す資料を添付して、財政課に申し立てるものとする。

2 応札者は、前項の規定による申立てを行うに当たり、当該案件に係る開札日の翌々開庁日の12時までに閲覧請求書(別記2様式)を財政課に提出し、財政課で応札者であることの確認をした後、施工担当課で公表用積算内訳書を閲覧するものとする。

3 前項の規定により提出された積算疑義申立書が次の各号のいずれかに該当する場合は、積算疑義申立てとして取り扱わないものとする。

- (1) 対象となる建設工事が特定できないもの
- (2) 入札前に公表された設計図書等でその内容が確認できるもの
- (3) 積算疑義の内容が、単価が合わない、複数想定できるなど積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い確認すべきものであるもの
- (4) 積算疑義の内容が具体的でないものその他積算疑義の内容が特定できないもの
- (5) 積算疑義申立ての期間後に提出されたもの
- (6) その他当該入札に直接関係ないもの

(積算疑義の内容精査)

第6条 財政課は、積算疑義の申立てがあったときは、速やかに施工担当課に申立内容を伝達するものとする。

2 施行担当課は、速やかに設計図書等及び公表用積算内訳書並びに金額入り設計書を精査するとともに、財政課にその結果を報告するものとする。

(内容精査後の対応)

第7条 疑義申立書の内容精査の結果、第5条第3項に該当する場合並びに設計図書等及び公表用積算内訳書に積算誤りが認められない場合は、財政課はその旨を第5条第1項の規定により疑義申立てをした者(以下「疑義申立者」という。)に通知するとともに、速やかに落札者の決定を行い、入札事務を続行する。

2 積算誤りが認められた場合は、財政課はその旨を疑義申立者に通知するとともに、入札事務を中止し、落札者及び落札候補者の決定を取り消す。ただし、施工担当課が当該積算誤りを修正し再積算した設計金額においても落札者及び落札候補者が変わらない場合は、財政課はその旨を疑義申立者に通知するとともに、入札事務を続行する。

3 前項に規定する入札事務を中止する場合は、施工担当課は落札者又は落札候補者に対し、当該入札の中止等の内容について説明するものとする。

(積算疑義の内容公表)

第8条 積算誤りが判明した場合は、財政課は当該入札の内容精査後の対応結果について、速やかに飯田市財務規則(昭和56年飯田市規則第7号)第104条の2に規定する電子入札システムにより周知するものとする。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

飯田市長あて

所在地  
会社名  
代表者名  
担当者名  
連絡先

積算疑義申立書

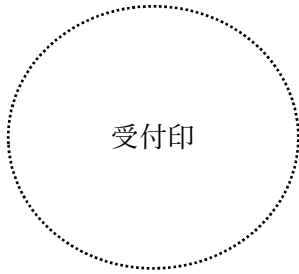
次の建設工事等の入札に係る積算等について、疑義を申立てます。

工事（業務委託）名	
施工（業務）箇所名	
開札日	
疑義の内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	

疑義の具体的な項目を記載してください。

また、具体的な項目を示す「自社の積算書、参考資料等」を添付してください。

別記2様式（第5条関係）



令和 年 月 日

飯田市長あて

所在地  
会社名  
代表者名  
担当者名  
連絡先

閱 覧 請 求 書

次の建設工事等の入札に係る積算等について、疑義があるため、公表用積算内訳書の閲覧を申請します。

工事（業務委託）名	
施工（業務）箇所名	
開 札 日	

※財政課へ2部提出してください。

※積算疑義申立書が次のいずれかに該当する場合は、積算疑義申立てとして取り扱わないものとします。

- (1) 対象となる建設工事が特定できないもの
- (2) 入札前に公表された設計図書等でその内容が確認できるもの
- (3) 積算疑義の内容が、単価が合わない、複数想定できるなど積算上の不確定な要素で、入札公告における質問回答受付期間中に質問を行い確認すべきものであるもの
- (4) 積算疑義の内容が具体的でないものその他積算疑義の内容が特定できないもの
- (5) 積算疑義申立ての期間後に提出されたもの
- (6) その他当該入札に直接関係ないもの